

ふるさと交流センター「つむじ」小規模店舗出店希望者募集要項

1. 申込み時間、場所

出店希望申込書を次に定める時間内に提出してください。

- ① 申込み期間 令和7年8月15日（金）まで
- ② 申込み時間 午前8時30分～午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日は受付いたしません。）
- ③ 申込み場所 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地
中之条町役場 観光商工課 観光係
TEL 0279-26-7727（直通）

2. 募集業種

物販店、飲食店とします。

※ 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律第2条に規定される「風俗営業」業種は、出店できません。

3. 概要

- 1) 名称 つむじ小規模店舗
- 2) 所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町字王子原938番地
中之条町ふるさと交流センター「つむじ」内
- 3) 店舗構造 木造平屋建て
- 4) 店舗面積 約17㎡（間口約2.6m、奥行約5.3m ※内一内寸法）
- 5) 付帯設備 ①上水道 ②下水道 ③電気 ④ガス（プロパン） ⑤空調設備
⑥共同水洗トイレ

4. 応募要件

- 1) 事業の趣旨を理解し、協調して施設の発展及び周辺商店街の活性化に取り組める人
- 2) 自ら営業するための店舗を必要とし、町が定める出店条件にあてはまる人
- 3) 官公庁その他の免許又は資格を必要とする業種は、それらの免許や資格を有する人
- 4) 営業に関して必要な資金調達が確実で、保証金・使用料・共益費等の支払能力を有する人
- 5) 使用許可申請に当たって連帯保証人を有する人
- 6) 町内在住又は勤務する人や出店期間終了後、町内で開業及び起業の意志がある人を優先対象とします。（グループでの出店も可能です。）

5. 出店条件

- 1) 基本条件 本要項に定める「出店希望申込書」を提出し、次に定める「利用許可申請書」により許可を得た者が営業することを原則とします。
 - ① 申請書名称 「ふるさと交流センターつむじ利用許可申請書」
 - ② 使用期間 3年間を原則とし、再選考により更新を可とします（最長10年）。
（令和7年9月からの利用を予定しています。）
 - ③ 使用面積 約17㎡

2) 休業日等（定休日は、原則木曜日とします。）

- ① 休業日は事前に事務局に報告していただきます。
- ② 定休日以外に休業する場合は、事務局へ連絡していただきます。
- ③ 長期の休業は、許可しない場合があります。
- ④ 事務局が全店休業日を定めることがあります。
- ⑤ 土日祝日の営業ができること。

3) 営業時間 各店舗において決定していただきますが、本施設の営業時間は7時～23時の間とします。

4) 出店前・出店後の費用負担

- ① 保証金 120,000円 （退店時に返還有り）
- ② 使用料 20,000円 （月額）※利用期間が5年を超えた場合は以降25,000円
- ③ 共益費 5,000円 （月額）
- ④ 内外装費 基本的な施工は実施済みです。
- ⑤ 厨房設備 飲食店には、基本的な水道・流し台を施工済みです。
- ⑥ 水道光熱費 個別メーター契約による支払いになります。
- ⑦ 駐車場料金 1台1か月2,500円

(イ) 保証金取扱方法

◎支払い方法

保証金120,000円は、店舗使用前にお支払いいただきます。

◎返還方法

保証金は、使用期間終了後、一切の債務支払いが確認された時点で返還します。

なお、この間は無利息とします。

◎中途解約時の取扱

中途解約の場合は、以下の金額を中途解約金として徴収させていただきます。

開業後1年未満の解約、預入保証金の50%

(ロ) 使用料・共益費の取扱方法

◎支払い方法

下記の金額を、支払指定日までにお支払いいただきます。

使用料 月額 20,000円 ※利用期間が5年を超えた場合は以降25,000円

共益費 月額 5,000円

使用料・共益費を2か月間滞納した場合は、退店していただくことがあります。

(ハ) 共益費の内訳

共通部分の光熱費（電気・水道料金等）、トイレの保守点検・消耗品・清掃費等

(ニ) 店舗の内外装等の施工

店舗の内外装等は、事前に事務局に届け出をし、承認後、出店者の負担により施工していただきます。

中途解約及び退店時には、店舗の現状復旧を出店者の負担により施工した後、明け渡していただきます。

5) 入居店舗の業種等に関わる制限

- ① 法に抵触しないこと、また公序良俗に反する販売や営業でないこと
- ② その他、中之条町が入居店舗に適さないと判断した業種

6. 取扱商品について

取り扱う商品等については、事前に事務局と打ち合わせをさせていただきます。
飲食メニューには、最低一品を地産地消のメニューで用意させていただきます。
営業形態や品目等の大きな変更は、許可しない場合があります。

7. 営業・使用形態について

季節によって営業時間帯が変わる場合や、イベント開催の事情等によっては、店舗の使用形態を変更していただく場合があります。

8. 注意事項

- 1) 飲食店については、食品衛生責任者の資格が必要です。
- 2) 提出書類に虚偽の記載や、事実を省いた記載をした場合は契約を解除する場合があります。
- 3) 申請の際には、連帯保証人1名が必要です。
- 4) 官公庁の許認可が必要な場合は、開店日までに手続きを済ませていただきます。
- 5) 権利の譲渡は一切出来ません。
- 6) 出店者には、出店者の全体会議（毎月最終金曜日午前9時45分）に参加していただきます。
- 7) 出店者には、中之条町商工会に入会していただきます。

9. 出店の申し込み

出店を希望される方は、出店希望申込書（中之条町役場観光商工課に用意）に必要事項を記入の上、提出して下さい。

10. 出店の決定

第一次審査（申込書類）、第二次審査（面接）により出店者を決定します。
結果は申込者宛に文書で通知します。

11. 細則

営業にあたっては、次の細則を遵守していただきます。

小規模店舗使用細則

1. 飲食メニューについては、地元食材を出来る限り使用し、「ふるさとなかのじょう」を演出する季節の旬にこだわること
2. 良品主義を原則とし、商品イメージの保持につとめること
3. 来客者とのコミュニケーションを大切にし、商品を売る前に笑顔と人柄を売ること
4. 出店者同士の連携を密にして、施設全体の発展と周辺商店街活性化のための連帯感を持つこと
5. 出店者の全体会議には必ず出席し、決定事項を遵守すること
6. 営業日における原則営業時間内は、できる限り営業すること
7. 臨時休業日については、事務局へ報告すること
8. 毎月的人数報告書を、翌月の5日までに提出すること
9. 店舗の管理は出店者が行い、ゴミについては、規則に従って分別して捨てること
10. 長期休業は原則禁止するが、やむを得ない場合は事前に事務局の承認を得ること
11. パンフレットやホームページ等の案内情報に変更事項が生じた場合は事務局に届けること
12. 中之条町商工会に入会すること
13. その他、事務局の指示等に従うこと

12. 問い合わせ

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

中之条町役場 観光商工課 観光係

電話 0279-26-7727（直通）